

学研高山地区第2工区企業等立地誘導戦略検討調査業務に係る
公募型プロポーザルの実施について（公告）

令和8年7月6日

生駒市長 小紫 雅史

下記業務について、公募型プロポーザル方式による受託候補者の特定をするに当たり、参加者の募集を行うので、公告する。

記

- 1 業務名 学研高山地区第2工区企業等立地誘導戦略検討調査業務
- 2 業務内容及び提出書類 別添「学研高山地区第2工区企業等立地誘導戦略検討調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおり
- 3 業務期間 契約締結日～令和9年3月31日まで
- 4 参加資格
プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。
2者以上の事業者で構成する共同企業体での参加も可能とするが、その場合においては、当該共同企業体の構成団体についても次の(1)から(7)の事項をすべて満たさなければならない。なお、構成団体となった場合は、別に単独で参加すること及び本プロポーザルにおける他の共同企業体の構成団体になることはできないものとする。
(1) 市に今年度有効な一般競争（指名競争）参加資格審査申請書又は物品・委託業務業者登録申請書を提出していること。ただし、上記申請書を提出していない者は、次に掲げる書類を提出した上で、プロポーザルに参加できることとする。
①法人にあつては、商業登記簿謄本若しくは現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）の写し
②法人にあつては、最新の事業年度の納税証明書（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）の写し
③誓約書（暴力団排除関係）
(2) 公告日から受託候補者特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
(3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 過去5年間（令和3年度から令和7年度）に国又は地方公共団体が発注した想定立地産業群の選定や誘致可能性の調査・検討、立地誘導戦略の作成等に係る業務の実績があり、またその実績が本業務の予定価格の2分の1以上であること。

※ 共同企業体においては、代表団体及び各構成団体についても、想定立地産業群の選定や誘致可能性の調査・検討、立地誘導戦略の作成等に係る業務の実績が確認できる契約書、特記仕様書等の写しを添付すること。なお、すべての構成団体が上記の実績を満たしていることとする。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。
ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(7) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5 提出期限

令和8年7月29日（水） 15時（必着）